

大阪府後援名義使用事業実施報告

令和2年11月9日

大阪府知事様

(申請者) 住所 大阪市西淀川区野里 2-16-24

団体名 少年犯罪被害当事者の会

代表者職・氏名 代表 武 るり子 印

電話番号 06-6478-1488

令和2年9月24日付(治第1553号)で大阪府後援名義使用承認のあった事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 シンポジウム「第22回WILL もうひとつのこどもの日」
- 2 実施期間 令和2年10月10日(土)
- 3 実施場所 施設名 大阪市立西区民センター
所在地 大阪市西区北堀江4丁目2番7号
(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、オンラインによるWeb開催)
- 4 主催(共催を含む)者名
少年犯罪被害当事者の会
- 5 後援・協賛等の行政機関及び団体名(ただし、大阪府を除く)
後援: 大阪市
協力: 大阪被害者支援アドボカシーセンター
京都犯罪被害者支援センター
- 6 事業内容

別添資料のとおり

7 事業の成果

○ 参加者 45 人

○ 報道機関

読売新聞、京都新聞、読売テレビ、テレビ大阪、毎日放送

○ 一部では、壇上に 22 人の子供たちの写真を飾り、事件紹介をした。

一年に一回だけでも「Will」の場所で忘れられた子どもたちのことを思いながら、その思いをみんな
で共有する時間を過ごすことが出来た。

○ 二部では、今年のテーマ、「罪を犯した時だけ、なぜ子どもなんですか～改正民法との矛盾と、矯正教育を問う～」について参加をしている 6 家族みんなで話をしました。

○ 9 月 9 日に 18 歳年齢引き下げ改正少年法の取りまとめ案が承認されたことを元に話をしました。
今回は、年齢は引き下げられなかったことに納得ができないこと、逆送の範囲が広がったことは、前
進だけど、今までと同じように全件が家庭裁判所に送られるので運用が心配なこと、施設に入った直
後から被害者の状況、思いなどを聞き取り、それを矯正教育に生かすこと、保護観察中にも謝罪、被
害弁償のこともしっかり指導することなど話をしました。

それぞれの遺族が経験を話し、加害者から謝罪がないこと、そして再犯をしていること、加害少年か
ら被害弁償もない現状、少年院で話をしているが、軽犯罪を犯している少年たちの施設なので、人ご
とと受け取っていること、仮出所を決める関係者の人たちに話をしてきたが、被害者の話を聞いたの
は、初めてだと言われびっくりしたこと、反省がないまま出所しているため怖い思いをしていること
等を話した。矯正教育に関わる人たちに矯正教育の在り方について問うことができました。

○ 今回は、新型コロナウイルス感染に悩まされ、開催をすることも悩み、徹底した感染予防も苦勞
をしました。でもみんなの協力で無事に開催をすることができて本当に良かったと思っています。い
つものように一般の人たちの参加はしてもらえませんでした。オンラインで配信したことで、また、
今までとは違ういろいろな人たちに見てもらえるきっかけになったと思っています。

色々な人たちに関心を持ってもらい、改正少年法が適正化になってほしいと思います。

○ 命の大切さにもつながり、いじめはしない、暴力を起こしてはいけないという事を知ってもらい
たい。そして、その事が、私たちの目指すこれ以上子ども達を被害者にも加害者にもしない事につな
がると思う。当事者とそうではない人の距離を少しでもなくしていくために、これからも焦らずおご
らず話し続けていく場所「Will」でありたい。